

館山市立館山中学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、館山市立館山中学校 P T A といい、事務局を館山市立館山中学校内に置く。

第 2 条 本会は、本校生徒の保護者及び本校職員をもって会員とする。

第 3 条 本会は、学校・家庭・地域社会が一体となって、館山市立館山中学校の教育の振興発展及び生徒の健全育成を図ると共に、会員相互の親睦と研修を深めることを目的とする。

第 2 章 事 業

第 4 条 本会は、目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 館山市立館山中学校の教育の振興発展及び生徒の健全育成のための協力に関すること。
- ② 会員相互の親睦に関すること。
- ③ 会員相互の研修に関すること。
- ④ 会員相互の慶弔に関すること。
- ⑤ 部活動の活動費補助や、施設設備等に関すること。
- ⑥ その他必要なこと。

第 3 章 役 員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 4 名（内教頭 1 名）、会計 4 名（内学校職員 2 名）、庶務若干名、学年役員（学年委員長 1 名、学年副委員長 2 名）、監査 2 名。

第 6 条 本会に顧問・参与を置くことができ、参与は校長とする。

第 7 条 役員の仕事は次の通りとする。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、欠員のときはその職務を代行する。この場合において、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代理し、または代行する。ただし、日常事務及び内規事項は、会長の委任により副会長たる教頭がこれを行うことができる。
- ③ 会計は、会計事務を担当する。
- ④ 庶務は、会議の議事を記録し、その他の事務を処理する。
- ⑤ 学年委員長、及び学年副委員長は、P T A 本部と学年の橋渡しをするとともに、次年度の組織作りの調整、及び各専門部活動の補助を行う。
- ⑥ 監査は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 8 条 本会に次の専門部を置く。

- ①文化部
- ②厚生部
- ③体育部
- ④健康安全部

第 9 条 各専門部の活動は別に定める。

第 4 章 会 議

第 1 0 条 本会の会議は、①総会、②委員会、③常任委員会、④学年総会、⑤学年委員会、⑥学級会とする。

第 1 1 条 会議の構成は次の通りとする。

① 総会は、全会員をもって構成する。

② 委員会は、本部役員、学年役員、及び学級委員をもって構成し、総会に準ずるものとする。

③ 常任委員会は、本部役員、学年委員長、学年副委員長、各専門部長をもって構成する。

④ 学年総会、学年委員会及び学級会は当該会員をもって構成する。

第12条 定期総会は毎年1回開く。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。その他の会議は、必要に応じて開く。

第13条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出者も出席者に算入する。

第14条 総会並びに各会の議決は出席者の過半数を以って決定する。

第5章 役員及び委員、部長の選出

第15条 本会の役員、委員、部長の選出は次のとおりとする。

① 会長、副会長、監査は総会において選出し、会計、庶務、各部長及び学年役員（学年委員長1名、学年副委員長2名）は会長がこれを委嘱する。

② 学級委員は学級会において若干名（各学級2名、内学級委員長1名）を選出する。

③ 各副部長4名及び部員は、委員会において選出する。

第16条 役員の任期は定期総会から次の定期総会までの1か年とする。但し、満期による再任は妨げない。補欠者の任期は残任期間とする。また、生徒の卒業等により会員の資格を失った場合でも、次の定期総会まで役員とみなす。

第6章 会計

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第18条 本会の経費は、会費ならびにその他の収入によりまかなう。

第7章 P T A会費

第19条 本会費は、P T A活動を推進するための事業を行うためのものとする。

第20条 本会費は、1家庭あたり年額3,600円とする。ただし、特別の事情のある家庭及び特別の勤務形態にある職員からは徴収しない。

第8章 部活動後援費

第21条 本後援費は、部活動、及びその活動に準ずる活動に対する後援のための事業を行うためのものとする。

第22条 本後援費は、1家庭あたり年額3,600円とする。ただし、特別の事情のある家庭及び特別の勤務形態にある職員からは徴収しない。

第23条 諸活動の援助に関する規定は別に定める。

第9章 会則及び細則の変更

第24条 本会則の変更は、総会の決議によって決定する。

第25条 本会の細則は、常任委員会において定める。

第10章 雑則

第26条 本会則の施行について必要な事項は別に定める。

付則 本会則は令和3年4月16日から施行する。